

函館工業高等専門学校ものづくりビジョン策定委員会規程

令和8年7月9日

函高専達第8号

(設置)

第1条 この規程は、函館工業高等専門学校(以下「本校」という。)における、函館工業高等専門学校ものづくりビジョン策定委員会(以下「本委員会」という。)の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 本委員会は、本校の管理運営、教育、研究、地域貢献活動等の重要課題について、豊富な知識及び経験を有する学外有識者の知見を集結し、長期的かつ多面的な視点から助言及び提言を行い、本校の一層の発展に資することを目的とする。

(組織)

第3条 本委員会の委員は、道内外の経済界、産業界、官界、学術機関における学外有識者のうちから、校長が委嘱する。

2 本委員会の事務局は本校の教職員で構成し、会議の開催手続および草案の起草を行う。

(所掌事項)

第4条 本委員会は、次の事項について調査審議を行う。

- (1) 教育カリキュラムの高度化及び実践教育に関する助言
- (2) 産学連携及び地域連携の推進に関する提言
- (3) 学生のキャリア形成・就業育成に関する助言
- (4) 研究活動の活性化および外部資金獲得に関する助言
- (5) 国際化（留学生交流・海外連携）に関する提言
- (6) その他校長が必要と認める事項

(委員)

第5条 委員は、次に掲げる者のうちから校長が委嘱する。

- (1) 産業界（企業・技術者）の有識者
- (2) 大学・研究機関の学識経験者
- (3) 地域団体・自治体関係者
- (4) 本校卒業生（企業経営者・技術者等）
- (5) その他校長が必要と認める者

(委員長)

第6条 本委員会に委員長を置き、委員の互選により決定する。

2 委員長は会議の議長となるとともに、会務を掌理する。

3 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代行する。

(会議)

第7条 本委員会は、校長の要請に応じて委員長が招集し、開催する。ただし、第3条により校長から委嘱された後初めて行う本委員会の開催時においては、校長が招集する。

(任期)

第8条 委員の任期は1年とし、再任を妨げない。

(委員以外の者の出席)

第9条 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させることができる。

(提言及び報告)

第10条 本委員会は、調査審議の結果を取りまとめ、校長に対して提言を行う。

2 提言は本校の施策決定の参考とする。

(庶務)

第11条 本委員会の庶務は、総務課において処理する。

(雑則)

第12条 この規程に定めるもののほか、本委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則(令和8年7月9日函高専達第8号)

この規程は、令和8年7月9日から施行する。